

令和7年度

予算書

和歌山県紀の川市

目次

令和7年度紀の川市一般会計予算	1
令和7年度紀の川市土地取得事業特別会計予算	1 2
令和7年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算	1 5
令和7年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算	1 9
令和7年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算	2 3
令和7年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算	2 6
令和7年度紀の川市財産区特別会計予算	3 2
令和7年度紀の川市水道事業会計予算	3 6
令和7年度紀の川市工業用水道事業会計予算	3 8
令和7年度紀の川市下水道事業会計予算	4 0

令和 7 年 度

紀 の 川 市 一 般 会 計 予 算

令和7年度紀の川市一般会計予算

令和7年度紀の川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,340,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した一般職の報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市 税		7,058,525
	1. 市 民 税	2,908,300
	2. 固定資産税	3,129,725
	3. 軽自動車税	315,600
	4. たばこ税	350,000
	5. 都市計画税	354,900
2. 地方譲与税		303,000
	1. 地方揮発油譲与税	65,000
	2. 自動車重量譲与税	205,000
	3. 森林環境譲与税	33,000
3. 利子割交付金		3,000
	1. 利子割交付金	3,000
4. 配当割交付金		53,000
	1. 配当割交付金	53,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6. 法人事業税交付金		82,000
	1. 法人事業税交付金	82,000
7. 地方消費税交付金		1,380,000
	1. 地方消費税交付金	1,380,000
8. ゴルフ場利用税交付金		23,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	23,000
9. 環境性能割交付金		44,000
	1. 環境性能割交付金	44,000

(単位：千円)

款	項	金 額
1 0. 地方特例交付金		63,000
	1. 地方特例交付金	55,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	8,000
1 1. 地方交付税		10,620,000
	1. 地方交付税	10,620,000
1 2. 交通安全対策特別交付金		4,000
	1. 交通安全対策特別交付金	4,000
1 3. 分担金及び負担金		166,580
	1. 分 担 金	12,003
	2. 負 担 金	154,577
1 4. 使用料及び手数料		208,695
	1. 使 用 料	67,206
	2. 手 数 料	141,489
1 5. 国庫支出金		5,138,544
	1. 国庫負担金	3,802,342
	2. 国庫補助金	1,304,028
	3. 委 託 金	32,174
1 6. 県支出金		2,559,843
	1. 県負担金	1,478,113
	2. 県補助金	913,325
	3. 委 託 金	168,405
1 7. 財産収入		66,248
	1. 財産運用収入	62,813

(単位：千円)

款	項	金 額
	2. 財産売却収入	3,435
18. 寄 附 金		1,401,002
	1. 寄 附 金	1,401,002
19. 繰 入 金		2,582,643
	1. 特別会計繰入金	8
	2. 基金繰入金	2,581,000
	3. 財産区繰入金	1,635
20. 繰 越 金		100,000
	1. 繰 越 金	100,000
21. 諸 収 入		340,420
	1. 延滞金、加算金及び過料	14,533
	2. 市預金利子	1,250
	3. 貸付金元利収入	3,545
	4. 受託事業収入	16,038
	5. 雑 入	305,054
22. 市 債		3,092,500
	1. 市 債	3,092,500
歳 入	合 計	35,340,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		224, 713
	1. 議 会 費	224, 713
2. 総 務 費		4, 871, 247
	1. 総務管理費	4, 016, 526
	2. 徴 税 費	384, 482
	3. 戸籍住民基本台帳費	251, 989
	4. 選 挙 費	170, 335
	5. 統計調査費	40, 245
	6. 監査委員費	7, 670
3. 民 生 費		12, 368, 763
	1. 社会福祉費	6, 856, 453
	2. 児童福祉費	4, 585, 491
	3. 生活保護費	925, 771
	4. 災害救助費	1, 048
4. 衛 生 費		3, 075, 998
	1. 保健衛生費	1, 909, 743
	2. 清 掃 費	1, 166, 255
5. 労 働 費		27, 070
	1. 労働諸費	27, 070
6. 農林業費		1, 166, 632
	1. 農 業 費	999, 947
	2. 林 業 費	166, 685
7. 商 工 費		641, 853
	1. 商 工 費	641, 853

(単位：千円)

款	項	金 額
8. 土 木 費		3, 359, 521
	1. 土木管理費	127, 094
	2. 道路橋りょう費	1, 162, 691
	3. 河 川 費	33, 463
	4. 都市計画費	1, 229, 195
	5. 住 宅 費	807, 078
9. 消 防 費		1, 508, 347
	1. 消 防 費	1, 508, 347
10. 教 育 費		4, 857, 983
	1. 教育総務費	482, 574
	2. 小学校費	2, 160, 585
	3. 中学校費	296, 891
	4. 社会教育費	993, 429
	5. 保健体育費	924, 504
11. 災害復旧費		218, 267
	1. 農林施設災害復旧費	16
	2. 公共土木施設災害復旧費	218, 251
12. 公 債 費		2, 919, 606
	1. 公 債 費	2, 919, 606
13. 予 備 費		100, 000
	1. 予 備 費	100, 000
歳 出	合 計	35, 340, 000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
固定資産標準宅地時点修正鑑定評価委託	自 令和8年度 至 令和10年度	15,600千円
障害者基本計画策定委託	令和8年度	3,900千円
塵芥収集車購入	自 令和7年度 至 令和8年度	12,000千円
小学校学習者用端末等賃借	自 令和7年度 至 令和12年度	108,600千円
中学校学習者用端末等賃借	自 令和7年度 至 令和12年度	54,800千円
旧名手宿本陣整備工事	令和8年度	65,400千円

事 項	期 間	限 度 額
市 道 荒 見 北 山 線 道 路 災 害 復 旧 工 事	令 和 8 年 度	1 8 2 , 5 0 0 千 円
市 道 尾 嶋 大 岩 線 道 路 災 害 復 旧 工 事	令 和 8 年 度	2 1 9 , 0 0 0 千 円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理施設整備事業	千円 233,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
総務管理地域対策事業	13,200	〃	〃	〃
児童福祉施設整備事業	32,800	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	17,400	〃	〃	〃
農業施設整備事業	79,000	〃	〃	〃
林業施設整備事業	15,100	〃	〃	〃
道路橋りょう整備事業	390,000	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河 川 整 備 事 業	千円 22,400	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内（ただし、利率見 直し方式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利 率）	公的資金については、その融通条件によ り、銀行その他の場合には、その債権者と 協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しく は低利に借換えすることができる。
都 市 計 画 施 設 整 備 事 業	26,100	〃	〃	〃
下 水 道 事 業 会 計 出 資 金	131,200	〃	〃	〃
住 宅 整 備 事 業	307,800	〃	〃	〃
消 防 施 設 整 備 事 業	197,900	〃	〃	〃
教 育 総 務 地 域 対 策 事 業	38,000	〃	〃	〃
小 学 校 施 設 整 備 事 業	1,109,100	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 学 校 施 設 整 備 事 業	千円 14,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内（ただし、利率見 直し方式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利 率）	公的資金については、その融通条件によ り、銀行その他の場合には、その債権者と 協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しく は低利に借換えすることができる。
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	313,800	〃	〃	〃
保 健 体 育 施 設 整 備 事 業	101,500	〃	〃	〃
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	49,400	〃	〃	〃
計	3,092,500			

令和 7 年 度

紀の川市土地取得事業特別会計予算

令和 7 年度紀の川市土地取得事業特別会計予算

令和 7 年度紀の川市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

紀の川市長 岸 本 健

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 財産収入		900
	1. 財産運用収入	900
歳 入	合 計	900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 土地取得事業費		900
	1. 土地取得事業費	900
歳 出	合 計	900

令和 7 年 度

紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算

令和 7 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算

令和 7 年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 5 9 1, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険税		1,381,200
	1. 国民健康保険税	1,381,200
2. 使用料及び手数料		81
	1. 手 数 料	81
3. 県支出金		5,582,616
	1. 県補助金	5,582,615
	2. 財政安定化基金支出金	1
4. 財産収入		546
	1. 財産運用収入	546
5. 繰 入 金		598,892
	1. 一般会計繰入金	547,809
	2. 特別会計繰入金	1
	3. 基金繰入金	51,082
6. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
7. 諸 収 入		27,663
	1. 延滞金、加算金及び過料	16,480
	2. 預金利子	1
	3. 雑 入	11,182
8. 市 債		1
	1. 財政安定化基金貸付金	1
歳 入	合 計	7,591,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		43,421
	1. 総務管理費	26,390
	2. 徴 税 費	16,601
	3. 運営協議会費	430
2. 保険給付費		5,426,369
	1. 療養諸費	4,718,141
	2. 高額療養費	688,289
	3. 出産育児諸費	17,008
	4. 葬祭諸費	2,880
	5. 移 送 費	50
	6. 傷病諸費	1
3. 国民健康保険事業費納付金		1,953,861
	1. 医療給付費分	1,399,485
	2. 後期高齢者支援金等分	419,116
	3. 介護納付金分	135,260
4. 財政安定化基金拠出金		1
	1. 財政安定化基金拠出金	1
5. 保健事業費		123,852
	1. 特定健康診査等事業費	86,433
	2. 保健事業費	37,419
6. 基金積立金		546
	1. 基金積立金	546
7. 公 債 費		1
	1. 公 債 費	1

(単位：千円)

款	項	金 額
8. 諸支出金		33,481
	1. 償還金及び還付加算金	8,201
	2. 繰 出 金	25,280
9. 予 備 費		9,468
	1. 予 備 費	9,468
歳	出	合 計
		7,591,000

令和 7 年 度

紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

令和 7 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

令和 7 年度紀の川市の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 6 , 1 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 2 , 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 繰 入 金		80,197
	1. 繰 入 金	80,197
2. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
3. 諸 収 入		2
	1. 預金利子	1
	2. 雑 入	1
4. 市 債		25,900
	1. 市 債	25,900
歳 入	合 計	106,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 施 設 費		94,392
	1. 施設管理費	94,392
2. 公 債 費		10,741
	1. 公 債 費	10,741
3. 予 備 費		967
	1. 予 備 費	967
歳 出	合 計	106,100

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
診 療 施 設 再 編 事 業	千円 25,900	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

令和 7 年 度

紀の川市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度紀の川市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 0 6 8, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 3 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保 険 料		899,202
	1. 後期高齢者医療保険料	899,202
2. 使用料及び手数料		2
	1. 手 数 料	2
3. 繰 入 金		1,165,042
	1. 一般会計繰入金	1,165,042
4. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
5. 諸 収 入		3,753
	1. 延滞金、加算金及び過料	100
	2. 償還金及び還付加算金	2,050
	3. 預金利子	1
	4. 雑 入	1,602
歳 入	合 計	2,068,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		10,878
	1. 総務管理費	5,467
	2. 徴 収 費	5,411
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		2,045,240
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,045,240
3. 保健事業費		5,308
	1. 保健事業費	5,308
4. 公 債 費		1
	1. 公 債 費	1
5. 諸支出金		2,051
	1. 償還金及び還付加算金	2,050
	2. 繰 出 金	1
6. 予 備 費		4,522
	1. 予 備 費	4,522
歳 出	合 計	2,068,000

令和 7 年 度

紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算

令和7年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算

令和7年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,541,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保 険 料		1,501,505
	1. 介護保険料	1,501,505
2. 使用料及び手数料		30
	1. 手 数 料	30
3. 国庫支出金		1,746,285
	1. 国庫負担金	1,265,915
	2. 国庫補助金	480,370
4. 支払基金交付金		1,928,425
	1. 支払基金交付金	1,928,425
5. 県支出金		1,063,886
	1. 県負担金	1,006,207
	2. 県補助金	57,679
6. 財産収入		256
	1. 財産運用収入	256
7. 繰 入 金		1,268,333
	1. 一般会計繰入金	1,153,333
	2. 基金繰入金	115,000
8. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
9. 諸 収 入		32,278
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預金利子	1
	3. 雑 入	32,275
10. 市 債		1

(単位：千円)

款	項	金 額
	1. 財政安定化基金貸付金	1
歳 入	合 計	7,541,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		126,072
	1. 総務管理費	14,559
	2. 徴 収 費	6,455
	3. 介護認定審査会費	101,756
	4. 計画策定委員会費	3,302
2. 保険給付費		6,991,143
	1. 介護サービス等諸費	6,410,196
	2. 介護予防サービス等諸費	153,807
	3. その他諸費	5,447
	4. 高額介護サービス等費	160,648
	5. 高額医療合算介護サービス等費	26,192
	6. 特定入所者介護サービス等費	234,853
3. 基金積立金		256
	1. 基金積立金	256
4. 地域支援事業費		384,904
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	138,720
	2. 一般介護予防事業費	24,944
	3. 包括的支援事業・任意事業費	220,735
	4. その他諸費	505
5. 保健福祉事業費		25,768
	1. 保健福祉事業費	25,768
6. 公 債 費		1
	1. 公 債 費	1
7. 諸支出金		4,024

(単位：千円)

款	項	金 額
8. 予 備 費	1. 償還金及び還付加算金	4,023
	2. 繰 出 金	1
		8,832
	1. 予 備 費	8,832
歳 出	合 計	7,541,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介 護 保 険 事 業 計 画 策 定 委 託	令 和 8 年 度	3, 6 0 0 千円

令和 7 年 度

紀の川市財産区特別会計予算

令和 7 年度紀の川市財産区特別会計予算

令和 7 年度紀の川市の財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5, 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		2
	1. 手 数 料	2
2. 財産収入		7,380
	1. 財産運用収入	7,200
	2. 財産売却収入	180
3. 繰 入 金		7,805
	1. 基金繰入金	7,805
4. 繰 越 金		11
	1. 繰 越 金	11
5. 諸 収 入		202
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 預金利子	11
	3. 雑 入	190
歳 入	合 計	15,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		14,132
	1. 池田財産区総務管理費	4,200
	2. 田中財産区総務管理費	3,985
	3. 長田竜門財産区総務管理費	900
	4. 竜門財産区総務管理費	83
	5. 南北志野財産区総務管理費	216
	6. 飯盛財産区総務管理費	205
	7. 静川財産区総務管理費	269
	8. 最上、神田、市場、元財産区総務管理費	1,781
	9. 調月財産区総務管理費	1,280
	10. 丸栖財産区総務管理費	440
	11. 平池財産区総務管理費	773
2. 予 備 費		1,268
	1. 池田財産区予備費	100
	2. 田中財産区予備費	115
	3. 長田竜門財産区予備費	100
	4. 竜門財産区予備費	17
	5. 南北志野財産区予備費	184
	6. 飯盛財産区予備費	95
	7. 静川財産区予備費	131
	8. 最上、神田、市場、元財産区予備費	119
	9. 調月財産区予備費	120
	10. 丸栖財産区予備費	60
	11. 平池財産区予備費	227

(単位：千円)

款	項	金 額
歳 出	合 計	15,400

令和 7 年 度

紀 の 川 市 水 道 事 業 会 計 予 算

令和 7 年度紀の川市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度紀の川市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	2 4, 6 4 5 戸
(2) 年間総給水量	6, 1 4 7, 0 0 0 m ³
(3) 1 日平均給水量	1 6, 8 4 1 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第 1 款 水道事業収益	1, 6 0 0, 2 8 6 千円	第 1 款 水道事業費用	1, 5 0 1, 7 6 0 千円
第 1 項 営業収益	1, 3 7 4, 0 4 2 千円	第 1 項 営業費用	1, 3 7 4, 4 9 5 千円
第 2 項 営業外収益	2 2 6, 2 4 2 千円	第 2 項 営業外費用	1 1 4, 2 6 4 千円
第 3 項 特別利益	2 千円	第 3 項 特別損失	3, 0 0 1 千円
		第 4 項 予備費	1 0, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5 9 2, 5 1 4 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 0, 2 0 0 千円及び過年度分損益勘定留保資金 5 4 2, 3 1 4 千円で補てんするものとする。）。

収 入		支 出	
第 1 款 資本的収入	5 0 9, 1 8 1 千円	第 1 款 資本的支出	1, 1 0 1, 6 9 5 千円
第 1 項 企業債	3 6 3, 2 0 0 千円	第 1 項 建設改良費	5 9 6, 6 3 7 千円
第 2 項 国庫補助金	2 3, 3 3 3 千円	第 2 項 企業債償還金	5 0 4, 0 5 6 千円
第 3 項 工事負担金	1 3, 0 4 9 千円	第 3 項 貸付金	1 千円
第 4 項 出資金	1 0 9, 5 9 7 千円	第 4 項 補助金返還金	1 千円
第 5 項 固定資産売却代金	1 千円	第 5 項 予備費	1, 0 0 0 千円
第 6 項 貸付金収入	1 千円		

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道施設整備事業	千円 3 6 3 , 2 0 0	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1 0 0 , 0 0 0千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1 5 8 , 4 0 5千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業会計の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5 0 , 5 3 1千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3 0 , 0 0 0千円と定める。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

令和 7 年 度

紀の川市工業用水道事業会計予算

令和7年度紀の川市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度紀の川市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 給水事業所数 | 9事業所 |
| (2) 年間総給水量 | 419,500m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 1,149m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 工業用水道事業収益	47,097千円	第1款 工業用水道事業費用	37,698千円
第1項 営業収益	45,001千円	第1項 営業費用	30,870千円
第2項 営業外収益	2,096千円	第2項 営業外費用	5,828千円
		第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,000千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額180千円及び過年度分損益勘定留保資金15,820千円で補てんするものとする。）。

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	2千円	第1款 資本的支出	16,002千円
第1項 工事負担金	1千円	第1項 建設改良費	2,001千円
第2項 出資金	1千円	第2項 企業債償還金	13,001千円
		第3項 予備費	1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,203千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業会計の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健

令和 7 年 度

紀の川市下水道事業会計予算

令和7年度紀の川市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度紀の川市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 接続戸数 | 3, 172戸 |
| (2) 年間有収水量 | 855, 130m ³ |
| (3) 年間下水道管布設延長 | 1, 933m |
| (4) 主要な建設改良事業 | 1, 260, 967千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 下水道事業収益	805, 957千円	第1款 下水道事業費用	806, 331千円
第1項 営業収益	148, 173千円	第1項 営業費用	673, 064千円
第2項 営業外収益	657, 784千円	第2項 営業外費用	129, 967千円
		第3項 特別損失	300千円
		第4項 予備費	3, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額314, 431千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72, 708千円及び過年度分損益勘定留保資金241, 723千円で補てんするものとする。)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	1, 671, 386千円	第1款 資本的支出	1, 985, 817千円
第1項 企業債	654, 500千円	第1項 建設改良費	1, 356, 143千円
第2項 国庫補助金	450, 500千円	第2項 企業債償還金	609, 975千円
第3項 出資金	539, 327千円	第3項 基金積立金	18, 697千円
第4項 負担金	8, 360千円	第4項 返還金	2千円
第5項 分担金	2千円	第5項 予備費	1, 000千円
第6項 基金	18, 697千円		

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道施設整備事業	千円 6 5 4 , 5 0 0	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4 5 0 , 0 0 0千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7 7 , 5 8 5千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業会計の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4 5 9 , 7 8 4千円である。

令和7年2月20日提出

紀の川市長 岸 本 健